

旧学校施設利活用 ～旧松尾北小学校の利活用事業～

熊本市 財政局 財務部 資産マネジメント課
西区役所 区民部 西部まちづくりセンター

I 閉校の経緯とこれまでの利活用の取組

H26年6月 熊本市学校規模適正化基本方針策定

H27年8月 松尾3校区、小島小校区地域代表者による「地域懇談会」
⇒松尾東・西・北小学校について小島小学校へのH29年4月統合合意

H29年3月 松尾東・西・北小学校が閉校

H29～H30 利活用に向けて、住民説明会やマーケットサウンディング等
を実施

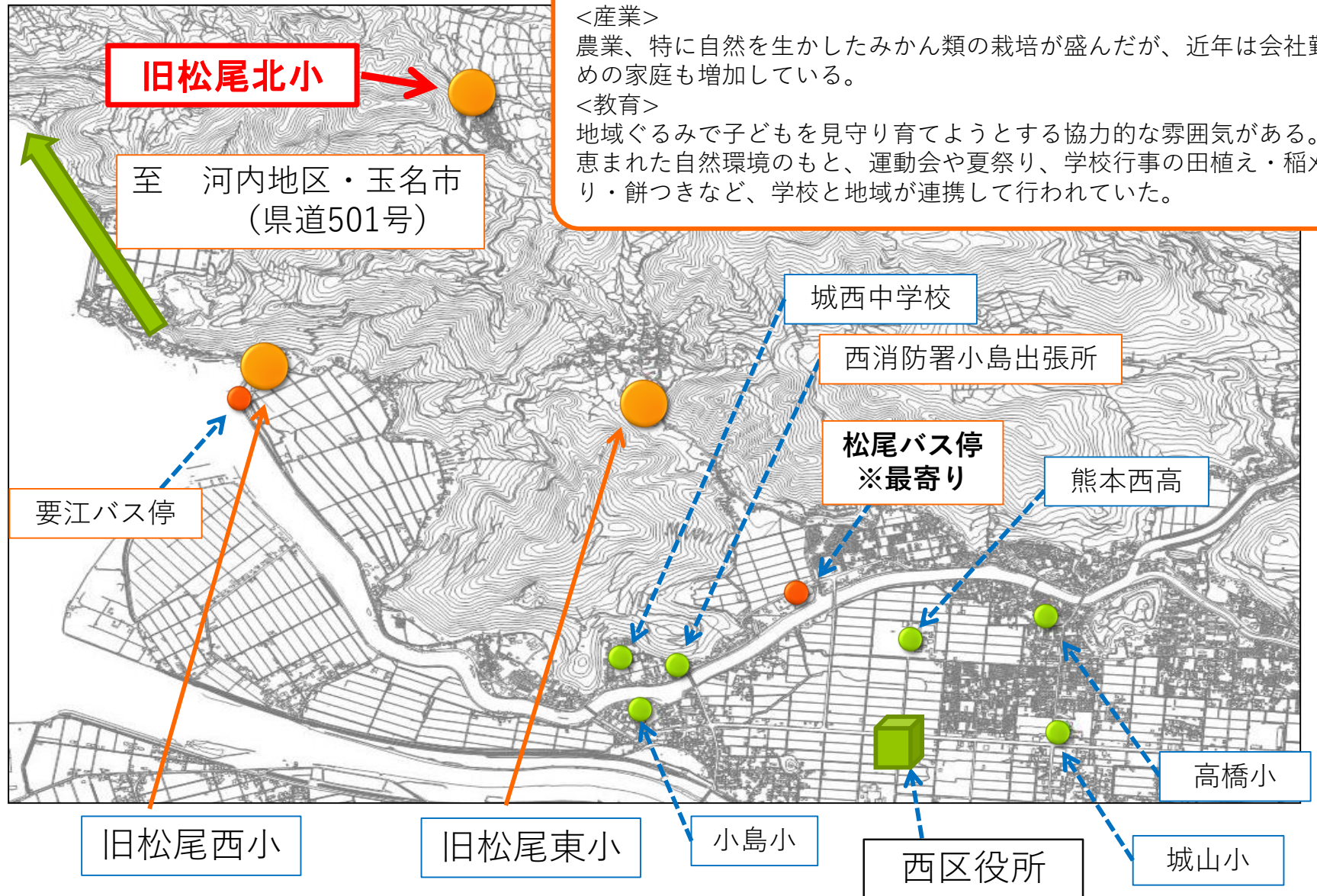
H31年3月 貸付事業者の選定

《現在の利用状況と選定結果》

	松尾北小学校	松尾東小学校	松尾西小学校
校舎	事業者選定に至らず	□ 地域包括支援センター分室（ささえりあ） □ ドローン操作講習施設	□ 地域包括支援センター分室（ささえりあ） □ マンガ収蔵・展示施設
体育館・グラウンド	社会体育施設として随時貸し出しを行っている。 ※熊本市旧学校利用施設条例に基づく使用許可		

再度、貸付事業者の選定を実施する予定

Ⅱ 位置図



2♥7ふれあいタクシー

H31.4.1現在

予約専用電話 080-5790-1106



■予約方法

- ・ご利用になる場合には、**事前に予約が必要**になります。
- ・予約専用電話へ氏名・連絡先電話番号・乗車停留所名・便名と乗降時刻をご連絡ください。

■利用料金

- ・1乗車あたり中学生以上／200円
- ・小学生以下／100円
- （ただし、1歳以上小学生未満は保護者1人につき1人無料）
- ・乳児（1歳未満）／無料

■利用者の心得

- ・利用の際には必ず、乗車時と降車時に運賃メーターの確認をし、サインをして下さい。

■注意事項

- ・予約を取り消す場合は、必ず早めにご連絡ください。・一般乗合ですので、団体での貸切ご利用はご遠慮ください。・乗車の際は、シートベルトの着用をお願いします。
- ・12月29日～1月3日は運休となります。（問い合わせ先）交通政策課 096-328-2510

西区総務企画課 096-329-1142



2♥7ふれあいタクシー運行時刻表

平成31年4月1日現在

予約専用電話 080-5790-1106

岩戸

⇒ 小島産交

＝乗合タクシーと路線バス「松尾」での乗継を示します。

＝乗合タクシーと路線バス「小島産交」での乗継を示します。

※・・・平成31年4月1日改正分です。

予約時間	1便・2便は前日21:00まで								3便～4便は発時刻の40分前まで							
	平日				土曜				日祝							
	※1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便				
① 岩戸	6:56	7:51	9:35	12:00	6:46	8:00	10:10	12:00	6:46	8:00	9:35	12:00				
② 年の神	7:00	7:55	9:39	12:04	6:50	8:04	10:14	12:04	6:50	8:04	9:39	12:04				
③ 平山中	7:01	7:56	9:40	12:05	6:51	8:05	10:15	12:05	6:51	8:05	9:40	12:05				
④ 平山南	7:02	7:57	9:41	12:06	6:52	8:06	10:16	12:06	6:52	8:06	9:41	12:06				
⑤ 平山入口	7:03	7:58	9:42	12:07	6:53	8:07	10:17	12:07	6:53	8:07	9:42	12:07				
⑥ 百山	7:09	8:04	9:48	12:13	6:59	8:13	10:23	12:13	6:59	8:13	9:48	12:13				
⑦ 二町内四ツ角	7:09	8:04	9:48	12:13	6:59	8:13	10:23	12:13	6:59	8:13	9:48	12:13				
⑧ 鬼塚	7:10	8:05	9:49	12:14	7:00	8:14	10:24	12:14	7:00	8:14	9:49	12:14				
⑨ 二町内公民館前	7:12	8:07	9:51	12:16	7:02	8:16	10:26	12:16	7:02	8:16	9:51	12:16				
⑩ 二町内入口	7:13	8:08	9:52	12:17	7:03	8:17	10:27	12:17	7:03	8:17	9:52	12:17				
⑪ 松尾(着)⇒ Bに乗り換え	7:16	8:11	9:55	12:20	7:06	8:20	10:30	12:20	7:06	8:20	9:55	12:20				
⑫ 小島産交(着) Aに乗り換え	7:19	8:14	9:58	12:23	7:09	8:23	10:33	12:23	7:09	8:23	9:58	12:23				
B ⇒ 松本駅前経由 交通センター方面行	7:26	8:21	10:04	12:24	7:19	8:23	10:36	12:23	7:15	8:26	10:03	12:23				
⇒ 交通センター方面行	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)	(西本駅前経由)				
A	7:24	8:17	10:02	12:30	7:14	8:29	10:33	12:30	7:14		10:07	12:29				
⇒ 河内経由五毛駅行	8:33	10:02			8:34	10:52										

小島産交

⇒ 岩戸

路線バスから乗合タクシーへ乗換え

予約時間	発時刻の40分前まで ※・・・平成31年4月1日改正分です。															
	平日				土曜				日祝							
	5便	6便	7便	8便	5便	※6便	7便	8便	5便	6便	7便	8便				
⑫ A⇒小島産交	11:00	13:15	15:20	18:23	11:55	13:26	15:18	19:13	11:40	13:12	15:21	18:30				
⑪ B⇒松尾(乗車のみ)	11:03	13:18	15:23	18:26	11:58	13:29	15:21	19:16	11:43	13:15	15:24	18:33				
⑩ 二町内入口	11:06	13:21	15:26	18:29	12:01	13:32	15:24	19:19	11:46	13:18	15:27	18:36				
⑨ 二町内公民館前	11:07	13:22	15:27	18:30	12:02	13:33	15:25	19:20	11:47	13:19	15:28	18:37				
⑧ 鬼塚	11:09	13:24	15:29	18:32	12:04	13:35	15:27	19:22	11:49	13:21	15:30	18:39				
⑦ 二町内四ツ角	11:10	13:25	15:30	18:33	12:05	13:36	15:28	19:23	11:50	13:22	15:31	18:40				
⑥ 百山	11:10	13:25	15:30	18:33	12:05	13:36	15:28	19:23	11:50	13:22	15:31	18:40				
⑤ 平山入口	11:16	13:31	15:36	18:39	12:11	13:42	15:34	19:29	11:56	13:28	15:37	18:46				
④ 平山南	11:17	13:32	15:37	18:40	12:12	13:43	15:35	19:30	11:57	13:29	15:38	18:47				
③ 平山中	11:18	13:33	15:38	18:41	12:13	13:44	15:36	19:31	11:58	13:30	15:39	18:48				
② 年の神	11:19	13:34	15:39	18:42	12:14	13:45	15:37	19:32	11:59	13:31	15:40	18:49				
① 岩戸	11:23	13:38	15:43	18:46	12:18	13:49	15:41	19:36	12:03	13:35	15:44	18:53				

※ご利用になる場合には、**事前に予約が必要**になります。
予約専用電話へ氏名・連絡先電話番号・乗車停留所名・便名と乗降時刻をご連絡ください。

(問い合わせ先) 交通政策課 096-328-2510
西区総務企画課 096-329-1142

利用料金(1人1回)

- ・中学生以上／200円
- ・小学生以下／100円
- ※1歳以上小学生未満は保護者1人につき1人無料
- ・乳児(1歳未満)／無料

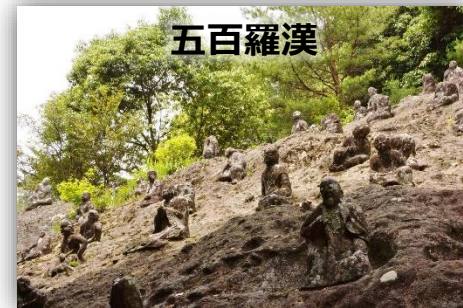
※岩戸の里公園駐車場(交通センターから車で35分)から徒歩18分

(参考) 松尾地域の紹介HPより抜粋

【松尾北地区】

熊本市の北西部にそびえる金峰山（665m）の中腹に位置し、豊かな自然環境の中にある学校です。1年を通じて野鳥の鳴き声が聞こえ、春にはミカンの白い花、秋には実りのオレンジ色で校区全体が彩られます。また、校区内には、宮本武蔵が『五輪の書』を書き著した霊巖洞のある「岩戸観音」や、五百羅漢等の史跡も点在し、広く県民に親しまれています。

(参考) 周辺の環境



(参考) 周辺の人口 ※2019年4月現在

	世帯数	人口		
		計	男	女
松尾町平山 (旧松尾北校区)	77	197	89	108

Ⅲ 施設概要

≪旧松尾北小学校≫

所在地：西区松尾町平山255番地

敷地面積：3,695㎡（内、運動場1,337㎡）

用途地域：市街化調整区域

（集落内開発制度指定区域）

防火地域：指定なし

その他：

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
- ・電気、水道、ガスは使用可能
- ・指定緊急避難場所

施設	地震	洪水	高潮	土砂	津波
運動場	○	×	○	×	○
校舎	○	○	○	×	○
体育館	○	○	○	×	○

交通アクセス

- ・最寄バス停：松尾（九州産業交通バス）

※デマンドタクシーあり停留所まで徒歩1分

- ・駐車スペース：5台分（体育館前・裏）

※利用については要協議

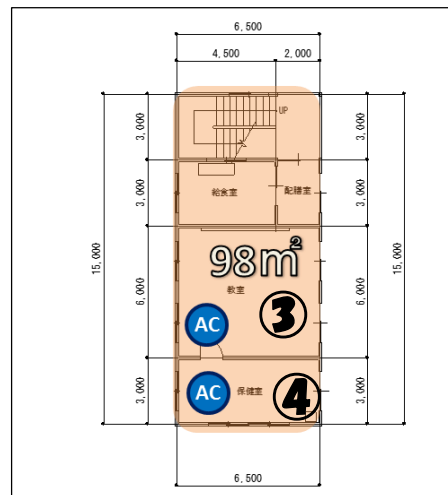
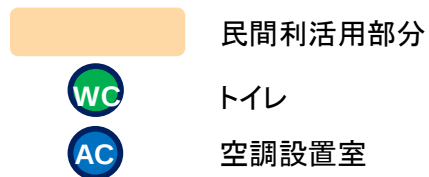


【航空写真】

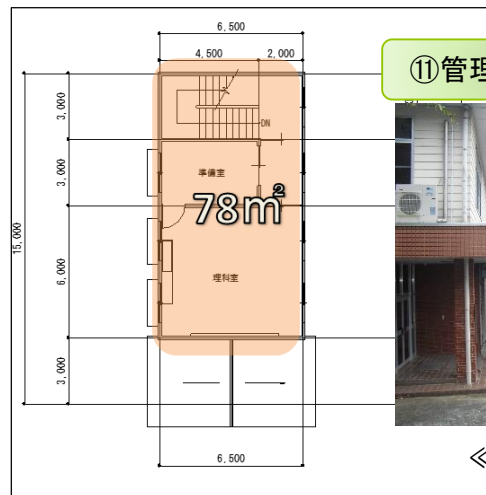
【配置図】



Ⅲ 施設概要(その2)

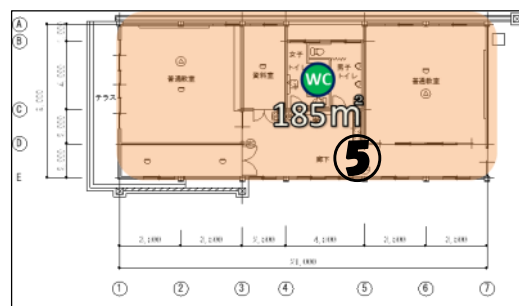


(特別教室棟 (1階))



(特別教室棟 (2階))

【建築年度】1971年 【延床面積】176m² 【構造】鉄骨造2階建



《普通教室棟》

【建築年度】1977年 【延床面積】185m²

【構造】鉄骨造1階建

⑪管理・特教棟

③特別教室棟



《正門付近から》



Ⅳ 利活用について

【利活用の目的】

旧松尾北小学校の校舎の一部について、民間事業者が持つノウハウを活かすことにより、最大限に利活用し、松尾北地区の活性化を図ることを目的としています。

【利活用の方法】

校舎の一部（施設概要における「普通教室棟」及び「特別教室棟」）について、民間事業者への貸付（行政財産の目的外使用許可）を行うことにより利活用を図ります。

【貸付の条件（予定）】

- ご提案いただく建物用途については、都市計画法第34条各号に掲げる立地条件を満たす内容であれば、特に制限はありません。
- 貸付期間は1年ごとに更新します。ただし、原則として5年間を超える更新は行いません。
- 貸付に伴う費用負担
 - 貸付料（使用料） ・ 校舎：1㎡あたり900円程度/年（標準的な教室：49㎡）
・ 駐車場部分：1台あたり15㎡で1,800円程度/年
 - その他 事業実施に伴い発生する燃料光熱水費等の実費負担、
必要となる内装工事費 など

V 利活用にあたっての課題

【駐車スペースが狭隘】

- 駐車スペースが、体育館前と体育館裏の2か所があるものの、5台分しかない。
- 正門の間口が3m程度しかなく、また、正門から体育館前（①）駐車スペースへの通路が下り傾斜となっているため、大型車両の進入は困難。

【アクセス性】

- 車で、中心市街地から約40分、熊本駅から約30分程度を要する。
- 近隣までのバスがなく、便数も少ない。
- 松尾バス停からのふれあいタクシー（P4 参照）があるが、大量輸送が困難。

【利用用途の規制】

- 市街化調整区域に立地しているため、都市計画法第34条各号に掲げる立地条件を満たす内容で利活用事業を行う必要があります。

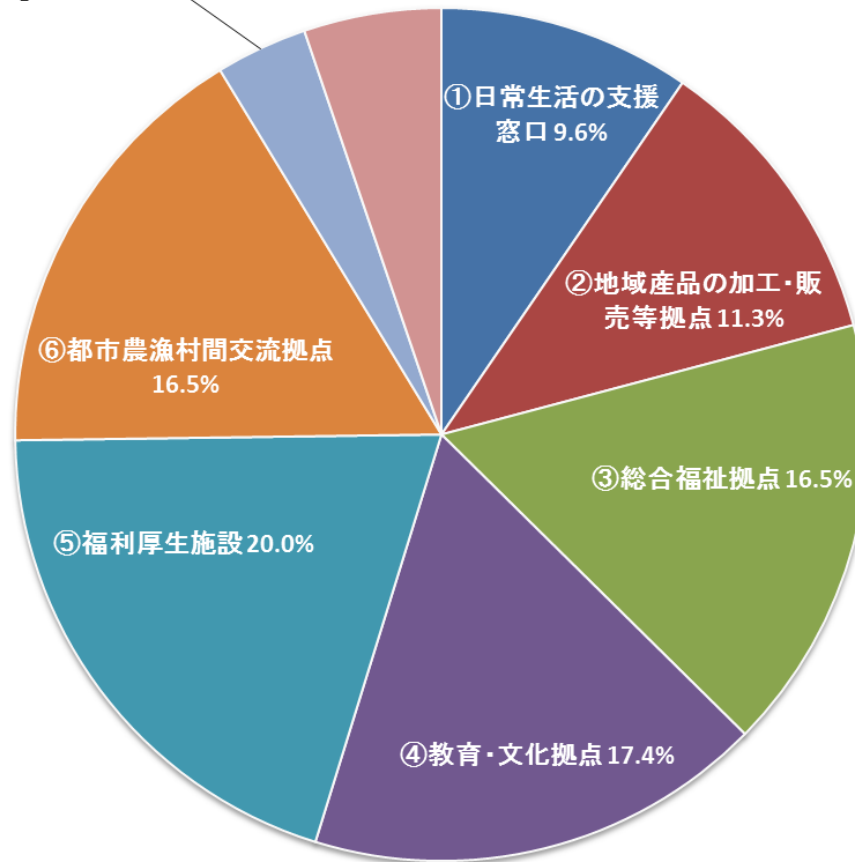
（注）都市計画法第34条第14号の規定による開発行為及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定による建築行為を行う場合は、熊本市開発審査会に付議する必要があります。

(参考) 地域住民の利用希望

平成29年8月ごろに、地域住民へのアンケート調査を実施

松尾北:計

⑦その他3.5% ⑧特になし、わからない5.2%



- ①日常生活の支援窓口
(例: 買い物代行や配食, お掃除代行, 話し相手派遣, 送迎・移送車の配車等)
- ②地域産品の加工・販売等拠点
(例: 地域産品の収穫・調理・加工・流通・販売等)
- ③総合福祉拠点
(例: 託児所等の児童施設, 高齢者介護サービス施設, 障がい者支援施設等)
- ④教育・文化拠点
(例: 学童保育, 学習塾や趣味等の教室, 教養・文化教室, 展示資料館等)
- ⑤福利厚生施設
(例: 軽食やお茶飲み処, 簡易宿泊〔風呂なし〕施設, 各種研修施設, スポーツ施設等)
- ⑥都市農漁村間交流拠点
(例: 観光案内, 宿泊施設, 修学旅行や研修の受け入れ施設, 体験型交流施設等)
- ⑦その他〔自由記載〕
- ⑧特になし、わからない

自由記載欄の主な意見

- ▶ 美術館，イベントホールなど集客施設として活用してほしい。
- ▶ 空手，剣道などの武道場として活用したい。
- ▶ 高齢者が多いので、買物代行サービスの誘致ができないか。
- ▶ 部活動の合宿施設として利用できないか。
- ▶ 研究施設などの誘致ができないか。
- ▶ 「ささえりあ」や介護予防教室などの誘致はできないか。
- ▶ 地域の特産料理教室として活用できないか。
- ▶ 市営住宅にできないか。
- ▶ 駐車場として利用したい。
- ▶ 少年自然の家にできないか。
- ▶ 集会所として利用したい。
- ▶ 避難所として利用したい。
- ▶ 除草作業や施設の管理など、とても地域だけでは無理。市役所が管理すべき。